

2007年4月 No.469

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 森 育 寿

http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…平成19年度京都府社会福祉協議会事業計画・予算
- 4面…福祉職の就業支援に関する課題と展望
- 6面…授産施設のお店紹介
「カフェレストランほのぼの屋」
- 8面…きばってます～市町村社協の活動紹介～



魚ヶ淵しだれ桜(京北)

もえくさ

今号は、新年度ということで、京都府社協の「平成十九年度事業計画」を掲載している。この機会を捉えて、「十九年度事業計画」の特徴を紹介したい。▼府社協の事業計画の構成は三部構成となっている。Ⅰの「基本方針」では、「府社協を取巻く現状と課題」を踏まえ、「基本方針」を示している。Ⅱの「事業の重点課題」は、三年前に策定した「府社協中期計画」の「八つの重点課題」を柱として組み立て、中期計画の諸課題に沿って、ポイントとなる重点事業を掲げ、Ⅲの「事業実施計画」で具体的実施事業をあげている。この柱立ては中期計画を策定してから採用している。

中期計画の重点課題を柱としたこの事業計画の組み立ては、中期計画の年度ごとの進捗状況がわかりやく、年度ごとの事業実績を見てみると、計画がどこまで進んでいるのか、何ができていないのか、どこが弱点になっているのか、がよくわかるようになっていく。

また、同時に、情勢の変化や制度・施策の動向によって、計画に無理が出てきたり、新しい要素を取り入れる必要が出てきたりして、その変化が見えるようになっていく。ちよつど十八年度末に、中期計画の見直しを行った。見直しの着眼点は、「総花的ではないか、財源論が半分では？実施体制は整っているのか」といったこれまで寄せられた内外からのアドバイスと、中期計画に基づく三年間の実践的到達の二点である。その結果、見直しのポイントは、①メリハリのある事業実施に留意すること。②財源、実施体制をにらみながら、実施可能な計画に心がけること。③しかし、「今、府社協に求められているのは何か」、府社協の位置、役割、課題を認識しつつ、果敢に挑戦すること、とした。十九年度事業計画は、そういった中期計画の見直しの意図と意思を反映させた。あらためてご一読願いたい。ちなみに、今年度新たに挑戦するのは「きょうと福祉パートナー事業」である。

平成19年度

京都府社会福祉協議会事業計画・予算

平成十九年度事業計画・予算については、平成十九年三月十九・二十九日開催の理事会及び評議員会において決定しました。事業計画の基本方針・事業の重点課題と収支予算書（総括表）の概要は次のとおりです。「平成十九年度事業計画並びに収支予算書」については、本会事務所において閲覧が可能です。

I 基本方針

京都府社会福祉協議会を取り巻く現状と課題

(1) 社会・経済情勢、動向

低迷していた経済がようやく回復傾向にあるとはいえ、「格差社会」に象徴されるように、所得・消費・賃金の格差は、とりわけ高齢者世帯やニート・フリーター等若年者層に広がりを見せており、国民健康保険料の滞納者や生活保護世帯の急増、ワーキングプアなど深刻な問題を投げかけています。

一方、行財政の転換期にあつて、社会保障の合理化・効率化が進められ、自然増の抑制など一層の歳出削減や生活保護制度の見直し等が進められてきています。

こうした局面に、セーフティネットとしての社会福祉がどう機能するかが大きな課題となっています。

(2) 福祉をめぐる特徴的な動き

① 高齢者福祉の分野では、昨年四月から改正介護保険法が施行され、また「高齢者虐待防止法」も制定されました。児童・保育分野では、「認定こども園」が昨年十月から施行され、保育制度の改革が進められています。障害者福祉分野では、障害者自立支援法が昨年四月から施行されたものの、施設経営問題や利用者負担などで予想されたとおり厳しい船出となっています。

② また、一方、構造改革と規制緩和政策が進められる中で、社会福祉法人に対する「イコールフットイング論」は根強く存在しており、社会福祉法人の使命（ミッション）・役割（公共性、公益性）など、存在意義を明確にすることが求められています。

③ こうした中であつて、第三者評価事業や介護サービスの「情報の公表」事業への取り組みは社会福祉法人の透明性やコンプライアンスの立場を明確にするという点で、重要な意味を持っています。

(3) 京都府行政の動向と本会の位置

「三位一体」の改革や地方分権の進展の中で、地方交付税や国庫補助金が大幅に削減される中で、京都府においても、職員の削減、積立基金の取り崩しなど、十七年度から進めている「経営改革プラン」の具体化を推進しています。

そういった背景のもとで、「外郭団体等の見直し指針」への対応は昨年より一層徹底され、本会を含む各団体に対しての人員費、事業費の見直し協議が引き続き進行しています。

(4) 府内市町村(社協)の動向とその特徴

京都府内での市町村合併は、十八年度に府南部地域の三町が合併し、現在では二十六の市町村行政単位（京都市を含む）となりました。合併後の市町村では、過疎地域のインフラ課題、福祉サービス内容や質の違い、地域住民間の意識の相違など解決すべき問題、課題を内包しつつ、今大きな転換期を迎えています。合併後の社協においては、様々な生活・福祉課題を抱える人々のニーズに基づき、新しい発想と柔軟な姿勢で問題解決に向けた支援が求められています。

(5) 今日的な地域福祉課題や府民ニーズに基づく社協の役割

児童虐待や高齢者虐待、さらには障害者、高齢者等に対する悪質な商法などが今日的な問題としてクローズアップされ、対応・対策が様々な角度から検討されてきています。

府民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らせる地域社会を構築するため、地域福祉の推進役、要としての社協の役割が期待されているところです。

(6) 企業と福祉の連携・協働の促進を目指す新規事業の開発と推進

近年、再び企業間の中で「CSR活動」への関心が高まりつつあり、NPOや社会福祉団体等との連携・協働事業が展開されてきています。この京都においてもそういった機運が芽生えはじめ、企業と福祉施設・団体（の活動・事業）とのコラボレーションが期待されてきています。企業の持つ様々な資源（人材、技術、資金、経営ノウハウなど）を、福祉施設や福祉事業へ生かす社会貢献活動を支援する新たなステージづくりが今日的に求められています。

(7) 府社協の組織・財政の現状と課題

「京都府社協中期計画」を策定して三年が経過する中で、福祉施策や府社協を取巻く情勢は加速度的に変化し、新たな対応課題、要請課題が矢継ぎ早に増えてきています。

こうした変化や要請にどう応えるか、本会の果たすべき役割を踏まえながら、メリ

ハリのある事業展開（選択と集中）を行っていく必要があります。

同時に、厳しい財政事情の中にあつて、より効果的・効率的な財政運営、健全な経営執行を図るため、組織を挙げてこの課題に取り組むとともに、新たな自主財源造成事業にも本格的に着手することが求められています。

基本方針

以上の情勢認識、課題認識の下で、平成十九年度は以下の基本方針を柱に事業展開を行います。

(1) 今日の情勢と福祉課題を踏まえ、関係する諸団体、当事者等と連携協働した取り組みを進めます。とりわけ、地域福祉の推進にあたっては、市町村社協はもとより、パートナーである民生・児童委員協議会との連携を重視し、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、高齢者見守り隊事業、生活福祉資金貸付事業等低所得対策事業、父子福祉活動等に取り組めます。

(2) 社会福祉法人に対するイコールフットイング論が広がる中で、社会福祉法人の専門性、公共性、公益性など、法人たる使命とその強みを活かした取り組みが期待されています。京都府社会福祉施設協議会や京都府社会福祉施設経営者協議会等の施設分野と連携し、今日的な福祉課題に対応した社会貢献活動の推進事業を支援します。

とりわけ、企業、施設分野等との連携事業を進め、本会発の先駆的開拓的な新規事業として「きょうと福祉パートナー事業」を立ち上げ、その推進を図ります。

(3) 平成十九年度は、「府社協を取巻く現状と課題」で明らかにした現状認識に基づき、三年間の取組みを総括・見直しを図った「京都府社協中期計画」を柱に、今日的な課題と本会の果たすべき役割を踏まえ、より重点化を図った、わかりやすい事業を実施します。

(4) 本会が直面している現状と課題に深くかわる京都府の行・財政状況は、引き続き極めて厳しい内容を伴って流動しています。十九年度においてもさらに、事業・会務運営の見直しを図り、より効果的・効率的な事業執行と財政運営を図ります。また、自主財源の造成課題にも積極的に取り組めます。

II 事業の重点課題

1、府民の権利主体性の発揮を支援するための事業推進

①「地域福祉権利擁護事業」は、住民にとって身近に利用できる制度を目指して、十八年度から広域エリアを担当する基幹的協方式から、全市町村社協取組み方式へと転換しました。これにより利用件数が大き

く前進しましたが、引き続きすべての市町村で利用促進が図られるよう支援します。

②苦情解決事業は、徐々に普及・定着が図られつつありますが、匿名の苦情がまだ多いこともあり、引き続き、サービス事業者の苦情対応体制の整備や環境整備を図るよう支援します。また、利用者の適切な苦情解決にも引き続き取り組めます。

③介護・福祉サービスの質の向上、利用者のサービス選択の情報資源に資するため、第三者評価等支援機構の事務局として、引き続き「第三者評価」事業の推進を図ります。また、十八年度からスタートした「介護サービ

ス情報公表事業」の円滑な運営を図るため、「介護サービス指定情報公表センター」事業に取り組めます。

④介護支援専門員の質的レベルアップを図るための研修体系が十八年度から新たに構築され、研修が大幅に強化されましたが、介護保険事業のキーパーソンであるケアマネジャーの育成に取り組めます。

2、福祉コミュニティづくりの中核となる

市町村社協の支援

市町村社協合併による諸課題への対応、支援を強化するとともに「市町村社協活動強化指針」の普及・啓発に取り組めます。

また、十八年度から取り組んだ「高齢者見守り隊事業」の今日的意義を踏まえ、一層の推進を図ります。父子福祉支援事業や福祉送迎サービス支援事業など、これまでの到達を踏まえ、新たな展開を図ります。

ボランティア活動では、「災害時地域リーダー養成事業」や「福祉でまちづくり事業」の推進に取り組めます。

3、生活支援を通じた福祉ニーズの総合的な把握・共有・解決機能の発揮

生活福祉資金の貸付相談事業（「離職者支援資金」や「長期生活支援資金」などを含む）の推進を図りつつ、長期滞納世帯に対する個別援助や不良債権の整理を行う中で、債権管理の一層の強化を図ります。

また、「要保護世帯向け長期生活支援資金」の実施について、関係者等と協議・検討を進めます。

4、今日的福祉課題を調査・分析・提言するシンクタンク機能の発揮

今日の情勢や諸課題に対する各セクション間の取組み状況などを踏まえ、理論的、実践的到達や課題について集約・研究します。

また、各相談部門の特徴的な相談事例を踏まえながら、新たな発展方向について協議・検討を行います。

また、相談窓口の強化や専門的対応力の強化について、引き続き取り組めます。

5、地域福祉を推進する福祉関係及び他分野の機関・団体との連携

常設の「京都府災害ボランティアセンター」の充実・強化に向け、引き続き構成団体との連携・協働体制を強めます。

また、新規事業として、企業と連携を図

る「きょうと福祉パートナー事業」を創設し、新しい活動分野を切り拓きます。

引き続き、社会福祉施設関係団体（経営協や府施設協など）や民生委員児童委員協議会は、有力なパートナーとして、一層の連携・協働を押し進めます。

6、人権感覚豊かな福祉人材の確保・養成
景気の動向によって左右される福祉人材の確保は、とりわけ介護分野において困難な状況にあり、福祉人材センターの発足当時の厳しい様相を呈しています。

求人施設・事業所などの当事者団体、あるいは福祉系大学、短大等との連携を強め、実効性のある事業に取り組みます。

また、利用者の人権を尊重する高い専門性をもった人材の養成に研修事業等を通して引き続き取り組みます。

7、民間福祉活動を支える社会福祉事業の経営支援、及び福祉サービスの質の確保・向上を図る事業の推進

社会福祉法人としての使命、役割、また、その特徴や優位性を生かした福祉事業や社会貢献事業の展開が一層求められています。

社会福祉施設協議会並びに経営者協議会との連携を強めながら、諸事業、諸活動の支援を展開します。

また、福祉サービスの質の向上を図る「介護・福祉サービス第三者評価事業」、「介護サービス情報公表推進事業」の取り組みなど、「利用者支援」に向けた福祉経営者の取り組みを支援します。

8、京都府社協組織基盤の強化

今日的ニーズにあった新たな事業展開が求められてきている中で、見直しをした「京都府社協中期計画」に基づく取り組みを進めるとともに、経営の安定に向け組織・財政の基盤強化に引き続き努力します。

平成19年度 一般会計・特別会計収支予算書（総括表）

（単位：千円）

	収入額 前年度 繰越金含む	支出額	次年度繰越金
一 般 会 計	2,280,637	2,056,233	224,404
特別会計	公益事業	22,400	0
	収益事業	9,000	0
	生活福祉資金貸付事業費	2,051,068	0
	生活福祉資金貸付事業事務費	57,697	0
	離職者支援資金貸付事業費	839,891	0
	離職者支援資金貸付事業事務費	14,006	0

福祉職の就業支援に関する課題と展望

『福祉JOB相談コーナー』事業終了にあたって

はじめに

平成十六年京都府若年者就業支援センター内に開設された「福祉JOB相談コーナー」

は、「経済産業省ジョブカフェ・モデル事業」

の終了とともに、形を変えて運営されるこ

とになりました。

この相談コーナーは京都府社会福祉協議

会が、若年の福祉人材発掘と育成を目的として、京都府福祉人材・研修センター（以

下「福祉人材・研修センター」のフランチ的な位置づけで開設したものです。おおむね三十歳までの若年者を対象に、年間六百〇七件の「福祉専門キャリアアカウンセリング」を実施してきました。

昨今、中高年をはじめシニア、若年、女性、障害者など一般の就業支援において、キャリアアカウンセリングは欠くことのできない

存在となっています。その中で、福祉に特化したキャリアカウンセリングは全国でも例を見ない先駆的な取り組みであり、常に最新の福祉情報を入手できる福祉人材・研修センターとの連携があつてこそ実現できたといえます。

若年福祉求職者の疑問と課題

さまざまな広報活動を展開した当相談コーナーには、毎月六十人前後の就職相談があり、若年者の福祉職への関心は高いものがあります。また大学のキャリアセンターやハローワークなど、就業支援をおこなう他機関からも度々、福祉職に関する問合せがあり、一般に福祉就業に関する情報が入手しにくい現実が見受けられます。福祉は専門職であるために情報の場合が限定され、その上、専門の技術やスキルが求められるため、ただ「やりたい」という気持ちだけでは就職が難しい面があります。

そんな福祉求職者の不安や迷いに対して、当相談コーナーでは個別で継続的なキャリアカウンセリングを行うとともに的確な福祉情報を提供してきました。その中で、多くの福祉求職者が共通していただく疑問や課題が明らかになり、それらの課題や疑問に答える形でまとめた「福祉就職活動マニュアル『福祉人（ふくしびと）』」を発行しました。これは、単なる情報提供や就職への手引きではなく、各ページを通じて求職者が福祉を志す自分の気持ちと向き合えるような工夫をし、「自己覚知」の大切さを

実感できる内容としました。

福祉従事者の相談

当相談コーナーには、転職を希望する福祉従事者からの相談もありました。専門職としてストレスフルな職場環境の中にあり、かつ人を支援していくことが求められている職員たちの抱えている悩みは深いものがあります。福祉人材・研修センターは無料職業紹介所としての機能に加え、福祉従事者のスキル向上のため研修機能を併せ持ち、当相談コーナーが担ってきた役割は、今後の福祉人材・研修センターの重要な課題となります。

京都府社協の福祉人材・研修センターが、三年間の「福祉JOB相談コーナー」事業の成果と課題を踏まえ、福祉人材の「トータルサポート機関」として機能充実を図ることが重要になります。

福祉の求人情報とマッチング

京都府若年者就業支援センターの中の当相談コーナーにおいては、福祉人材・研修センターの求人情報を中心に就業支援を行いました。求人情報が記載された用紙だけで、これだけでは人生経験が少ない若年求職者にとって、求人情報の背後にある施設の本当の姿を読み取ることは難しい面がありました。さらに踏み込んだ施設情報やアドバイスがなければマッチングは難しく、福祉職の離職率の高さは雇用条件や職場環境の問題だけで

はなく、就職活動時のあり方にも要因があるのではないかと感じます。福祉施設における就業条件がよりオープンになり、求職者自身が納得してその職場を選択したとの決意があつてこそ、就職後にも高い意識を持って就労ができると言えるでしょう。

福祉人材育成と就業支援

福祉職に関心を持つ若年求職者が多いとはいえ、当相談コーナーを利用する求職者は無資格者が半数を占めていました。したがって直ちに正規職員として採用されるケースはまれであり、たとえ数ヶ月かけて訪問介護員（ホームヘルパー）二級の資格を取得したとしても、未経験であるため、多くは非常勤での採用となりがちです。平成十六年度と平成十七年度に、若年者就業支援センターの求職登録者を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）二級資格が取得できる講座を開講し、受講者の六割が当相談コーナーのサポートを受けて就職しました。ところで、福祉職が対人援助専門職であるため、「就職できればよい」という発想では、就業支援事業の成功にはつながりません。就職活動の方法には日頃の行動パターンや生き方、考え方が反映され、将来の仕事のやり方までもが現れます。そうであるからこそ、対人援助の専門職である福祉職は、自分のことに自分で向き合うことがまず求められることとなります。

福祉専門のキャリアカウンセリングが持つ第一の役割は、求職者の福祉への意欲と

内に秘めた力を最大限に生かし「就職活動」という課題を求職者自らが主体となって立ち向かえるよう支援することです。就職活動から何を学ぶかが大切であることを伝えることも当相談コーナーの大切な役割の一つです。

就職活動の基本は、求人側の意図を読み取り、求職者自身の特性とマッチングさせることです。相手の気持ちを読み取り、自分を生かしつつそれに応えるという意味では、福祉サービスの基本となら違いはありません。当相談コーナーでは、「キャリアカウンセリング」やワークショップ形式の「福祉就職支援セミナー」、自己覚知のための「コラージュセラピー」（芸術療法）など、さまざまな手法を用いて常にそのことを求職者に伝えるよう努力してきました。そして、求職者ひとり一人の変化やセミナー後のアンケートを通じて、多くの福祉求職者の理解が深まったと感じています。福祉に従事する者となった時、現場の「福祉人（ふくしびと）」として自己覚知を深め、さらに自他のかかわりについて実践力を身につけるよう期待するとともに、福祉人材・研修センターは、今後もこのような就業支援機関を目指すよう努めていきます。

（文責・事務局）



授産施設のお店紹介

カフェレストラン「ほのぼの屋」



自立を支える経済基盤を整える

レストランやホテル運営で新たな雇用を展開

障害者自立支援法が昨年の四月に施行されました。利用者の費用負担や、報酬体系のあり方など様々な課題がある中での出発です。同法の施行のポイントの一つに就労支援の強化が盛り込まれ、各事業所においては利用者の就労を支援するため、今までの福祉施設という枠にとられない斬新な事業が行われています。そんな事業の一つである、まいづる福祉会のカフェレストラン「ほのぼの屋」とホテル「オーベルジュ・ド・ボノ」を取材させていただきました。

カフェレストラン「ほのぼの屋」は、精神障害者通所授産施設で、二〇〇二年四月に舞鶴湾を一望できる絶景の地にオープンしました。

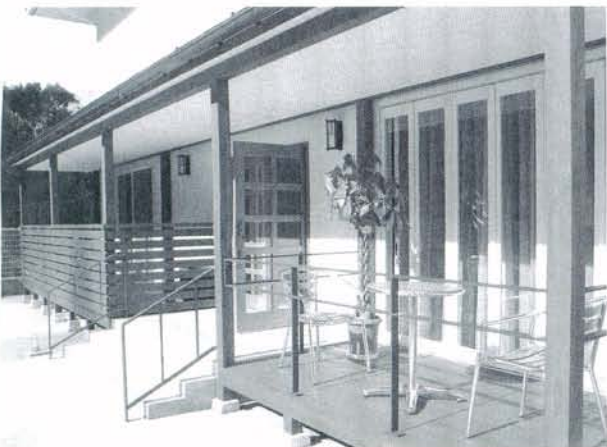
美しい景色を見ながら、ゆったりと本格的なフレンチを味わえるレストランです。一、二階どちらからでも海を見渡しながら食事ができます。ランチをいただきましたが、舞鶴で採れた新鮮な野菜

カフェレストラン「ほのぼの屋」は、精神障害者通所授産施設で、二〇〇二年四月に舞鶴湾を一望できる絶景の地にオープンしました。

美しい景色を見ながら、ゆったりと本格的なフレンチを味わえるレストランです。一、二階どちらからでも海を見渡しながら食事ができます。ランチをいただきましたが、舞鶴で採れた新鮮な野菜

美しい景色を見ながら、ゆったりと本格的なフレンチを味わえるレストランです。一、二階どちらからでも海を見渡しながら食事ができます。ランチをいただきましたが、舞鶴で採れた新鮮な野菜

カフェレストラン「ほのぼの屋」



「オーベルジュ・ド・ボノ」の外観

「お店屋さんをやりたい」八割の利用者の声

また同時にどれくらいの給料が欲しいかたずねたところ、高低様々な希望があった中で、障害年金と合わせて月十万円くらい生活費があったら、将来のことや結婚も考えられるという希望があったとのこと。一九九八年四月、アンケートの結果を踏まえ、店を始めることと、四〇五万円の給料を目指すという二つの目標を掲げて空き店舗を借り、古本屋を始めたのがそもそもの始まりでした。しかし、四〇五万円の給料を保障するためには、古本屋だけでは達成できず、工務店の下請けのパネル張り、板ガラス工場やリサイクル工場の作業やミニコミ誌のポスティングなどあらゆる仕事を職員とともに行いました。その努力の甲斐あって目標だった四〇五万円の給料が約半年後には払えるまでになったそうです。

「たい」という回答がトップでした。



支配人 西澤 心さん



大開口の窓が印象的な

おしゃれを楽しむ給料を

新しい事業の運営で一定の給料が入ることによって利用者の生活がかわってきたそうです。

六万円の給料が払えたある月に、清潔とは言えないジャージを毎日着ていたHさんに「ズボン買いに行かへんか」と西澤さんが声をかけました。ショッピングセンターと一緒に買い物に行き、「当時二五歳の彼が生まれて初めて自分が働いて得た給料で六八〇〇円のジーンズを買ったんです。涙が出るほどうれしかった」と西澤さんは言います。

その他にシャツやズボンを買って全部で二万円ぐらいの買い物をして、翌日Hさんは見事にその服を着こなして作業所に来ました。他のメンバーから「素敵や」と言われて、その日を境にヘアースタイルに変化をつけたり、櫛とミースを買ったりと、二五歳のおしゃれな青年に変わっていききました。「彼は今までおしゃれを楽しむだけの生活のゆとりがなかったんだと思います。たった六万円なんですがそれで彼の生活が変わって

いったんです」と西澤さんは当時を振り返ります。

それ以来、西澤さんは障害者の自立支援と経済基盤の確立は切りはなせないと思い、経済基盤を整えていくのが自分たちの大事な仕事なんだと考えるようになりました。

作り手はプロでなくてはならない

その後、「あの作業所は給料が高い」ということで入所希望が多くなり、新たな仕事の立ち上げが必要となりました。何の仕事をするかを職員を中心としたプロジェクトを立ち上げ検討していききました。それぞれのプロジェクトが実際にいろんな店に出かけ、客となって利用し、その結果を持ち帰りプレゼンテーションをして、最終的にレストランに決定しました。

いよいよレストラン開店に向けての準備です。当初シェフになってもらった人にもプロジェクトに参加してもらいアドバイスを受け、「やるんだったら徹底してやる。中途半端はやめよう」「フレンチで通す」「四



レストラン1F

忙しさの中から生まれたもの

今までの多くの授産施設の形態を考えた時、その当時にレストランをやるという発想と思い切りは大変なものがあつたと思います。周りの理解を得るのも一苦労だったようです。オープンすると話題をよび、当時は三カ月先まで予約で埋まる状況で、西澤さんもう一カ月で十キロ痩せたそうです。「今だから笑って言えますが初めはほんとに大変で、こんなにしんどいとわかっていたらやめてなかつたと思います」と当時を思い出し語っていました。

この場所にしたのは、このロケーションの良さが一番で「もっと便利な市街地という考えもありますが、『私だけが知ってる店にわざわざ行く』ということも狙いにあるんです。」と笑いながら語る西澤さん。大々的な宣伝もせず口コミだけでお客さんに来てもらって大事にしてもらっているということがありがたいと言います。

オープン当初の目が回る忙しさの中で、

「十〜六十歳代の女性をターゲットに、女性でも安心して食事のできるレストランに」というコンセプトでスタートしました。

職員もメンバーに構ってられない状態でした。そんな中で、彼らは今何をしなければならぬか自分で考えて動き出したのです。「メンバーの一人は生まれて始めて自分の仕事に誇りがもてると言ってくれました。それは結果としてわかったことですが、あてがわれた仕事ではなく、自分で考えて仕事をしているからだと思った」と西澤さんは言います。さらに「主体的に働ける土台作り、場作りをすることが職員の仕事で、これがほんとのソーシャルワークかな」と言います。

また、今までは関係者に「お願いします。」と頭を下げるばかりでしたが、レストランを始めてからは「お客さんと店」という対等な関係に変わったことも大きな収穫だと言います。

オープンして五年のレストランほのぼの屋、西澤さんの名刺には「ブライダルプランナー」という肩書きも刷り込まれています。レストランでの結婚式も始めたということと年末まで予約が入っているということでした。

「ずっと作業所の職員だった」という言葉が信じられないぐらい、その装いと「商人(あきんど)」としての勘の良さを感じ、これからまた、何か新しいことに挑戦されることに期待しつつ、レストランを後にしました。

舞鶴湾を眺めながら本格的なフレンチを…

CAFE RESTAURANT

ほのぼの屋

ほのぼの屋

舞鶴市字大波下小字滝ヶ浦202-66

TEL0773-66-7711/FAX0773-64-0002

URL: <http://www.honobonoya.com/>

定休日

毎週 水曜日/第1・3・5火曜日

～市町村社会福祉協議会の活動紹介～

きばってます!



ひとが、まちが、元気になるエッセイ

綾部市社会福祉協議会

綾部市社会福祉協議会の広報誌「あやべの社協」の裏表紙にふと目をやると、そこには読み手の気持ちをほっこりさせるエッセイが掲載されています。その名も「ひとが、まちが、元気になるエッセイ」。

このエッセイの内容は、地域福祉活動の重要性に共感した、綾部市在住の「まちづくりプランナー」塩見直紀さんが作成されているもので、「エッセイ・ボランティア」として広報誌づくりに協力し、二〇〇一年五月に発行の第一二八号から掲載されています。（当時は、市内在住イラストレーターのかみよこさんのイラストとのコラボレーションだったそうです）

エッセイの内容は、地域福祉活動のキーワードやその時々々の社会的な出来事、日本古来の伝統、海外のことわざなどを題材に、私たちの日々の暮らしで起こりうる身近な事柄に引き寄せて綴られており、生きていくための活力や新たな視点を与えてくれるものとなっています。

このエッセイは、ひとやまちが元気になる活動を日々続けている非営利団体が媒体等の制作に活用（シェア）することができるよう、あやべボランティア総合センターのホームページで「この機（気・材）」として公開されています（※）。あなたも一度覗いてみてはいかがでしょう。

ひとが、
まちが、
元気になる
エッセイ

あやべボランティア総合センターHP URL: <http://www.ayabe-vc.org/>

※エッセイを転載（地名変更も含む）される場合は、作者のメールアドレスまで掲載媒体名等をお知らせください。

平成17年4月 個人情報保護法・完全施行

社会福祉法人(施設)の 個人情報漏えい対応保険

(個人情報取扱事業者保険)



万が一、利用者等の個人情報が漏えいした場合、社会福祉法人として賠償責任を負う可能性があります。この補償制度では、利用者の個人情報を漏えいし法律上の賠償責任を負った場合の損害賠償金等を補償します。

補償内容

……… 第三者への損害賠償 ………
……… ブランド価値のき損を防止・縮減 ………

特長

- ① 個人情報の定義を「死者の個人情報」にまで拡大
- ② 廃棄された個人情報の漏えいについても対象
- ③ 社会福祉法人(施設)の全ての業務を担保

ホームページに掲載しています。ご活用下さい。 <http://www.fukushihoken.co.jp>

——— この内容は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。 ———

団体
契約者 社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
〈引受幹事会社〉株式会社 損害保険ジャパン

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

(注) 本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。